

磐田市長等の政治倫理に関する条例（骨子案）

1 目的

市政が市民の厳粛な信託に基づくものであることに鑑み、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者（以下「市長等」という。）の政治倫理の規律の基本となる事項を定めることにより、公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

2 市長等の責務

市長等は、市政に携わる者としての職責を深く自覚し、自ら進んでその高潔性を明らかにして誠実に職務を執行しなければならないこととする。

3 市民等の責務

市民等は、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等に対して、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならないこととする。

4 政治倫理基準

市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならないこととする。

- (1) 常に人格の向上と倫理の保持に努め職務を執行し、その地位を利用して不当に金品を授受しないこと。
- (2) 市が行う許可、認可等又は工事等の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約その他の契約並びに地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者の指定に関して特定の個人、企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (3) 政治活動に関して企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- (4) 職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその権限を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

5 政治倫理委員会の設置

- (1) 市長等の政治倫理確立のために必要な事項の検証を行うため、磐田市政治倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員は 3 名とし、任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 委員は、市長等の職務に係る政治倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、かつ、行政に関し高い識見を有する者のうちから市長が委嘱することとする。

6 委員会の所掌事務

- (1) 市民からの調査の請求を受け、市長から調査を求められた政治倫理基準に違反した行為に関する調査を行い、その結果を市長に報告すること。
- (2) 市長等が自ら疑惑を解明するために、市長から求められた調査を行い、その結果を市長に報告すること。
- (3) 市長等の政治倫理基準に関する事項について調査を行い、その結果を市長に報告すること。

7 調査の請求等

市民は、市長等が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるときは、本市の選挙人名簿に登録されている者の総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者が、これを証する資料を付し、市長に調査を請求することができることとする。

市長は、市民からの調査の請求があったときは、速やかに委員会に調査を求めなければならないこととする。

8 市長等の協力義務

市長等は、委員会から要求があるときは、委員会に必要な資料を提出し、委員会の会議への出席その他調査に必要な協力をしなければならないこととする。

9 委員会の報告に対する市長等の措置

市長等は、委員会の調査において政治倫理基準に違反している旨の報告がされたときは、これを尊重して市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じなければならないこととする。

10 施行期日

条例の施行の期日は、公布の日とする。